

【巻頭言】

民主主義の法治国家になりきれしていない日本の一断面  
- 化学物質管理に係る個人的体験記 -

星川欣孝

ケミカルリスク研究所所長

化学物質管理に係る長年の経験で最も感慨深いのは、1992年6月のUNCED（国連環境開発会議）における世界の持続可能な発展のための行動計画であるアジェンダ21の採択を受けて、日本化学工業協会（日化協）が世界の化学産業界と協調してレスポンシブル・ケア活動に取り組むこととなり、1992年7月から約4年間事務局に出向したことであった。

主な役割は、日化協のレスポンシブル・ケア活動のための、アジェンダ21第19章（有害物質の適正管理）に基づく各種国際機関の活動への対応と自主的な化学物質総合管理の実施に必要な体制の整備であった。その間に参加した主な国際会議は、IFCS（政府間化学物質安全フォーラム）、OECD（経済協力開発会議）、ILO（国際労働機構）、IPCS（国際化学物質安全計画）などのアジェンダ21第19章に規定された活動計画に係る様々な国際会議と化学業界の世界的な協議体であるICCA（国際化学工業協会協議会）のリーダー会合であった。

そこにおける体験は、先進的なOECD加盟国の政府関係者等が先導して化学物質適正管理の世界的な実現を目指した時代の潮流に身を晒し、共通の課題に挑戦する機会の連続であった。

この潮流はその後、2002年9月のWSSD（持続可能な発展に関する世界首脳会議）の実施計画の採択で再確認され、2006年2月にドバイで開催されたICCM（国際化学物質管理会議）のSAICM（国際化学物質管理の戦略的取組み）に引き継がれて今日に至っている。

ただし、後で認識したことであったが、この化学物質適正管理の潮流の源泉は、1970年代からのOECD（経済協力開発機構）の活動であった。その活動も当初は、水銀、PCBなどによる環境汚染対策であったが、1971年5月に化学物質のリスク管理について加盟国の協調的な取組みを行うために、日本政府も参画して新たな検討グループが設置された。この検討グループは後に「化学物質グループ」に改称されたが、主な任務は、化

学物質の人と環境に対するハザードとリスクを包括的に評価して管理する方法論を確立すること、そして確立した方法論に基づいて加盟国の分担で化学業界も参画して高生産量（HPV）化学物質のスクリーニング評価を実施することであった。

OECD は、加盟国が化学物質の大半を生産し、かつ相互に活発に国際取引している事実に着目した。そして各国の法規制の違いが化学製品の国際取引に対する非関税障壁になることを防止するため、および化学物質のハザードやリスクの評価や管理に係る各国の負担を軽減するために、化学物質の包括的なハザード評価やリスク管理の概念や方法論について国際的な標準の確立を目指して理事会決議を数多く採択してきた。

それらの理事会決議の中でとりわけ重要なものは、1974年と1977年の初期の2つの理事会決議であった。それらの理事会決議は、加盟国に化学物質の包括的なハザード評価とリスク管理を促し、その概念に基づく「化学物質総合管理法制」を整備することを要請したものであった。

つまり、1974年のOECD理事会決議は、1971年にアメリカの大統領府が連邦議会に提出したTSCA（有害物質管理法）法案をモデルとしている。そして1973年に日本が制定した化学物質審査規制法（化審法）のような取締法的な法規でなく、化学物質の人と環境に対するハザードとリスクの評価と管理を包括的かつ一元的に行う総合的な管理法制の実施を加盟国に推奨した。そして欧州連合（EU）を始め、カナダやオーストラリアも、OECDの理事会決議に呼応してそれぞれの仕方で化学物質総合管理法制を整備してきた。

ところが、日本においては政府も化審法を所管する各省も、OECDの国際協調的な措置に呼応した国内対応の重要性を認識せず、不作為の姿勢を取り続けており、40年を経過したにもかかわらず、未だに化学物質総合管理法を基本とする法制の整備が進んでいない。そして、グローバルな事業展開の中で国際競争力の維持向上に欠かせない国際調和の必要性を強く認識しているはずの産業界も、世界の潮流から大きく遅れたこうした現況を看過している。

世界の中における日本を語る日本国政府が、あるいは、国際機関の活動を分割的に所掌する行政府が、自ら合意に参加した事柄に沿って行動することなく合意内容を放置するこのような姿勢を取り続けることは、端的に言って、国民の利益を蔑にする所業である。そのような理不尽なことができるということは、2009年5月の化審法改正時の国会の附帯決議に誠実に対応することなく放置していることも含めて、日本が、未だに民主主義の法治国家になりきっておらず、統治システムに重大な欠陥があるのではないかと判断せざるを得ない。

しかしそうではなく、これが学界のみならず、官界や産業界に集う人材がすっかり劣化してしまっている結果であるとすれば、日本の将来はなお一層懸念される。

市井の一市民にすぎない著者らでさえ、国際的な潮流を踏まえれば、「化学物質総合管理法」の法律要綱案を作成して学会誌で公開する程度のことのできることを考えれば、日本国政府に参集する官界の、あるいは世界をまたにかけて活躍する産業界の俊英にそれ以上のことを実行する能力がないとは、国民の一人として想定したくもないことである。